

電子契約システム利用規約

本規約は、取引先さまと株式会社さくらケーシーエス（以下「当社」という。）との間の取引にかかる契約の締結に関し、取引先さまが電子契約システムをご利用いただく際の利用規約を定めるものです。電子契約システムをご利用になる際は、本規約の全ての条項にご同意いただく必要があります。

第1条（目的）

本規約は、取引先さまが、SMBCクラウドサイン株式会社（以下「サービス提供会社」という。）が提供するSMBCクラウドサイン（以下「電子契約システム」という。）を当社との契約締結にご利用いただく際の条件について定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本規約において、以下の用語は、次の意味で使用します。

(1) 電子契約

電子契約システムを利用して締結する、または締結した契約（個別の契約または総称。）

(2) 電子契約システム利用者

取引先さまの代表者または役職員、従業員の中から電子契約の手続を行う正当な権限を有する者（日本国内に居住する者に限る。）

(3) 電子契約システム利用届

取引先さまが電子契約システムをご利用いただくために当社へご提出いただく届出書

(4) 電子契約書等

電子契約システムにより締結される、または締結された契約書等のPDFファイル

(5) 電子サイン

電子契約システムにおいて、書類の内容に同意する旨のボタンをクリックする承諾の操作

(6) 電子サイン権限者

電子契約システム利用者のうち電子サインを行う権限を有する者（「電子契約システム利用届」の「決裁者」として記載された者。）

(7) 利用契約

本規約による電子契約システムの利用契約

(8) 電子署名

締結された電子契約書等が改ざんされていないことを証明するための暗号処理の仕組みのこと

第3条（申込と契約の成立）

1. 電子契約システムをご利用されるにあたり、取引先さまには、事前に「電子契約システム利用届」をご提出いただきます。なお、「電子契約システム利用届」をご提出いただいた時点で、本規約に同意いただいたものとみなします。
2. 当社が利用を認めた場合のみ利用契約が成立し、電子契約システムのご利用が可能となります。

第4条（適用範囲）

1. 電子契約システムの適用範囲は、取引先さまおよび当社が電子契約システムを利用することに合意した、双方の間で締結される一切の契約書等とします。
2. 当社は、諸般の事情を考慮し、前項に定める適用範囲の変更、または別段の適用範囲の設定が必要と認めるときは、これの一部または全部を変更することができるものとします。

第5条（電子契約システム利用規約の変更）

当社が本規約の内容を変更する場合には、変更後の内容および変更の効力が発生する日について、あらかじめ当社 Web サイト (<https://www.kcs.co.jp/>) に掲示いたします。また、当該変更後も取引先さまが引き続き電子契約システムを利用されたことにより、当該変更に関する同意があったものとみなします。

第6条（電子契約システム利用における権限者）

1. 取引先さまは、電子契約システムをご利用されるにあたり、電子契約システム利用者を定め、当社の指定する事項を、当社の指定する方法にて当社へ通知していただく必要があります。
2. 電子契約システム利用者に変更がある場合、取引先さまは速やかに当社が指定する方法にて当社へ通知していただく必要があります。
3. 当社は、前二項に基づき取引先さまより通知を受けた電子契約システム利用者に対してのみ、アクセスコー

ドその他電子契約手続に必要な情報を電子メール等にて提供します。

4. 取引先さまおよび当社は、前項に定める情報の開示者を、各々の代表者または役職員、従業員の必要最低限の範囲に限定し、電子契約システム利用者以外の者が電子契約手続に関与することができないよう、各々の責任において安全対策を講じるものとします。

第7条（電子契約システム利用の手順）

取引先さまと当社との間の電子契約システム利用の手順は次のとおりとします。

- (1) 当社は、電子契約書等を電子契約システムにアップロードし、取引先さまの指定する電子契約システム利用者のメールアドレスへ電子契約システムにアクセスする方法を記載した電子メールを送信します。
- (2) 取引先さまは、受信した電子メールに記載の方法により電子契約システムにアクセスすることで電子契約書等の内容を確認し、これを承諾するときは、電子契約システムにおいて、電子サインを行います。
- (3) 取引先さまが電子サインを行った場合、その行為を証明するためサービス提供会社またはサービス提供会社の指定する者が電子契約書等に電子署名を付し、その後、当該電子署名が付されたことを電子契約システムより電子メールによって取引先さまおよび当社双方へ通知されます。

第8条（電子契約書等の成立時期等）

1. 電子契約書等の成立時期は、「別表1. 電子契約書等の成立時期一覧」の定めのとおりとします。
2. 電子サインは、電子サイン権限者が行うものとします。なお、前条に定める手順で電子サインが行われた場合、電子サイン権限者以外の者が電子サインを行ったときでも、当該電子サインは、電子サイン権限者によって行われたものとみなします。また、取引先さまは、電子サイン権限者以外の者によって電子サインが行われた場合、当該電子サインに基づく電子契約を追認しなければならないものとします。
3. 前条に基づき電子署名が付された電子契約書等は、取引先さまおよび当社それぞれの責任において保管するものとします。

第9条（電子契約書等の訂正削除）

1. 電子署名が付された電子契約書等は、電子契約システムの仕様上、訂正および削除ができません。
2. 電子署名が付された電子契約書等の内容について、取引先さまおよび当社の合意に基づいて訂正等を行う場合には、別途、取引先さまおよび当社の合意する方法にて電子契約システム利用により行うこととします。

第10条（費用負担）

電子契約システムの利用により発生する費用の負担については、取引先さまが、電子契約システムの利用に伴う自己の通信費用および自己の装置の保守・運用等にかかる費用を負担し、当社が、電子契約システムの利用に伴う利用料金、電子契約システムの利用に伴う自己の通信費用および自己の装置の保守・運用等にかかる費用を負担することとします。

第11条（利用契約の解約等について）

1. 取引先さまおよび当社は、利用契約を解約する1か月前までに相手方に書面で通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
2. 利用契約を解約した日以降においても、取引先さまおよび当社が電子契約書等その他必要なデータを紛失または誤認により削除、廃棄した場合、合理的な理由がないときを除いて、実務上可能な範囲で互いに提供することについて協力するものとします。ただし、当該提供にかかる費用は、提供を受ける者の負担とします。
3. 利用契約を解約した場合であっても、利用契約を解約した日までに成立した電子契約書等については、当該電子契約書等にかかる個別の契約が終了する日まで本規約の効力は失われないものとします。
4. 取引先さまが本規約の条項の一つにでも違反したときは、当社は催告を要しないでただちに取引先さまとの利用契約を解除することができるものとします。ただし、利用契約を解除した場合であっても、利用契約を解除した日までに成立した電子契約書等については、当該電子契約書等にかかる個別の契約が終了する日まで本規約の効力は失われないものとします。
5. 第1項にかかる通知については、「電子契約システム利用届」に記載の住所宛てまたは契約の期間中に相手方より変更の届出を受けた住所宛てに差し出された場合、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条（反社会的勢力との関係排除）

1. 取引先さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（併せて、以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 取引先さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社は、取引先さまが、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、取引先さまとの利用契約を解除することができるものとし、取引先さまはこれに異議を申し出ないものとします。
- 4. 取引先さまは、自らの下請業者または再委託先業者（下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- 5. 取引先さまは、自らの下請業者または再委託先業者が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を採るものとします。
- 6. 当社は、取引先さまが、正当な理由なく第4項および第5項の規定に違反した場合には、何ら催告することなく、取引先さまとの利用契約を解除することができるものとし、取引先さまはこれに異議を申し出ないものとします。
- 7. 第3項および第6項の規定により、取引先さまに損害が生じても当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社に損害が生じた場合は、取引先さまがその責任を負うものとします。
- 8. 当社は、取引先さまが本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、第3項および第6項の規定による契約解除がされない場合でも、当該損害について損害の賠償を取引先さまに請求することができるものとする。

第13条（障害時の措置）

- 1. 取引先さまおよび当社は、自己の装置、通信回線の故障その他の理由により、電子契約システムの利用に障害が発生したことを発見したときは、相手方にただちにその旨通知し、速やかに対応を図るものとします。
- 2. 前項の障害が発生している期間の電子契約システム利用による行為は全て無効とし、障害回復後に再度電子契約システムの利用を行うものとします。ただし、障害が復旧するまでの間、取引先さまおよび当社は、協議のうえ必要に応じ、別の方法により対応することができるものとします。

第14条（電子契約システムの利用の中断）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、電子契約システムの全部または一部について、その利用を中断することができます。
 - (1)電子通信設備等の保守または工事のため必要があるとき
 - (2)電子通信設備等に障害が発生したとき
 - (3)サービス提供会社が電子契約システムの提供を中断するなどして、電子契約システムの利用が困難になったとき
 - (4)天災、事変その他の不可抗力の事態が生じたとき
 - (5)その他電子契約システムの継続的な利用が困難と認められるとき
- 2. 当社は、前項第2号から第5号のいずれかに該当する場合、電子契約システムの全部または一部について、その利用を廃止することができます。
- 3. 当社は、前二項により電子契約システムの利用を中断または廃止しようとするときは、取引先さまに対し、当社の定める方法によりその旨通知します。ただし、緊急の場合などはこの限りではありません。

第15条（免責事項）

当社は、以下の事由に基づいて生じた損害について、理由のいかんを問わず、取引先さまに対し損害賠償責任その他法律上の責任を一切負いません。

- (1)第11条第1項、第4項に基づいて利用契約が終了したこと
- (2)第13条に基づいて電子契約システムの利用が無効になったこと
- (3)第14条第1項、第2項に基づいて電子契約システムの利用の中断または廃止になったこと
- (4)その他電子契約システムの利用全般にかかること

第16条（協議）

本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、取引先さまおよび当社は信義誠実の原則に従い協議し、解決するものとします。

第17条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第18条（専属的合意管轄）

本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

別表 1. 電子契約書等の成立時期一覧

電子契約書等に契約日等の文書の成立を示す日が記載されている場合は、その記載日の午前0時に成立したものとみなします。ただし、記載日の表示がなされていない場合は、以下のとおりとします。

文書名	成立時期
取引先さまが当社へ提出する以下の文書 ① 注文書 ② 検収書 ③ 申込書	当社がアップロードした電子契約書等に取引先さまが電子サインを行った時点で成立したものとみなします。